

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第2条 県職員給与条例第17条第1項後段及び学校職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の者（地方公務員法第28条の4第1項、<u>第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（第12条において「再任用職員」という。）</u>で同法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>及び育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事委員会の定める者を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、県職員給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を次に掲げる者としての在職期間に通算することを認められない者を除く。）となった者</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第2条 県職員給与条例第17条第1項後段及び学校職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤の者（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（<u>第6条及び第12条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>）及び育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）その他人事委員会の定める者を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、県職員給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を次に掲げる者としての在職期間に通算することを認められない者を除く。）となった者</p> <p>ア～オ 略</p>
<p>第6条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる</p>	<p>第6条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる</p>

改正前	改正後
<p>者が県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合（第5号から第9号までに掲げる者にあつては、人事交流等により引き続いて県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 国家公務員（非常勤の者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第81条の4第1項又は第81条の5第1項</u>の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）を除き、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）の職員にあつては、人事委員会の定める者に限る。）</p> <p>(6) 地方公共団体等の職員（非常勤の者（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、県職員給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体等の職員であった場合を除く。）</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p>	<p>者が県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合（第5号から第9号までに掲げる者にあつては、人事交流等により引き続いて県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 国家公務員（非常勤の者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）<u>第60条の2第1項</u>の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）を除き、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）の職員にあつては、人事委員会の定める者に限る。）</p> <p>(6) 地方公共団体等の職員（非常勤の者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、県職員給与条例及び学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体等の職員であった場合を除く。）</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>再任用職員</u>以外の職員 100分の210（県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の250）</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）</p>	<p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 100分の210（県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の250）</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）とみなして、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第12条の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第2条、第6条第1項及び第12条の規定を適用する。